

(案)

雇児発第 ※ 号の3
平成 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成21年度夜間保育所加算分保育単価について

児童福祉法による保育所運営費国庫負担金の交付要綱については、本日付厚生労働事務次官通知をもって一部改正されたところであるが、同通知の第3の3により夜間保育所（平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知「夜間保育所の設置認可等について」により承認されたもの）に適用される加算分保育単価を別紙のとおり定め、平成21年度分について適用することとしたので通知する。

別 紙

夜間保育所加算分保育単価

その保育所の その月初日の 定員区分	年齢区分	加算額	民間施設給与等改善費 加算額(第2欄)			
			12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
20人まで	3歳未満児	円 13,870	円 1,100	円 910	円 730	円 360
	3歳以上児	円 15,440	円 1,100	円 910	円 730	円 360
21人から 30人まで	3歳未満児	円 10,810	円 730	円 610	円 480	円 240
	3歳以上児	円 12,380	円 730	円 610	円 480	円 240
31人から 40人まで	3歳未満児	円 9,280	円 550	円 450	円 360	円 180
	3歳以上児	円 10,850	円 550	円 450	円 360	円 180
41人から 45人まで	3歳未満児	円 8,770	円 480	円 400	円 320	円 160
	3歳以上児	円 10,340	円 480	円 400	円 320	円 160
46人から 50人まで	3歳未満児	円 8,360	円 440	円 360	円 290	円 140
	3歳以上児	円 9,930	円 440	円 360	円 290	円 140
50人から 60人まで	3歳未満児	円 7,750	円 360	円 300	円 240	円 120
	3歳以上児	円 9,320	円 360	円 300	円 240	円 120
61人から 70人まで	3歳未満児	円 7,320	円 310	円 260	円 200	円 100
	3歳以上児	円 8,880	円 310	円 260	円 200	円 100
71人から 80人まで	3歳未満児	円 6,990	円 270	円 220	円 180	円 90
	3歳以上児	円 8,550	円 270	円 220	円 180	円 90
81人から 90人まで	3歳未満児	円 6,730	円 240	円 200	円 160	円 80
	3歳以上児	円 8,300	円 240	円 200	円 160	円 80

夜間保育所加算分保育単価に含まれている事業費

年齢区分	基本分
3歳未満児	円 4,697
3歳以上児	円 6,263

(案)

雇児発第 ※ 号
平成 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省
雇用均等・児童家庭局保育課長

「保育所への入所の円滑化について」の一部改正について

標記の平成10年2月13日児保第3号厚生省児童家庭局保育課長通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成21年4月1日から適用することとしたので通知する。

「保育所への入所の円滑化について」（平成10年2月13日児保第3号）の一部改正新旧対照表

○保育所への入所の円滑化について（平成10年2月13日児保第3号）厚生省児童家庭局保育課長通知

改正後	改正前
<p>標記について、本日別途厚生省児童家庭局長から通知されたところであるが、その取扱いについては、下記の事項に留意されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>一 保育所への入所円滑化対策について 市町村長が実施要綱に基づき定員を超えて保育の実施を行うことのできる児童数等については、以下の通りとする。ただし、実施要綱において定めるとおり、保育の実施は定員の範囲内で行うことが原則であり、定員を超えている状況が恒常的に亘る場合には、<u>定員の見直し等に取り組むこと</u>。この場合の恒常的に亘るとは、連続する過去の<u>2年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率（当該年度内における各月の初日の在所人員の総和を各月の初日の認可定員の総和で除したものをいう。）が120%以上の状態をいうものであること。</u> また、<u>保育所の経営の安定化を図るため、平成21年度の一部改正により、昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」の保育単価表の定員区分の細分化を行ったところであり、定員については入所児童数に応じて見直しを行うこと。</u></p> <p>(一) 市町村において待機の状況がある場合に、当分の間、年度当初において定員を超えて保育の実施を行うことができるものである。ただし、こうした保育の実施を行うことのできる児童数は、概ね認可定員に15%を乗じて得た員数の範囲内とする。</p> <p>(二) 略</p> <p style="text-align: center;">ア 略</p>	<p>標記について、本日別途厚生省児童家庭局長から通知されたところであるが、その取扱いについては、下記の事項に留意されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>一 保育所への入所円滑化対策について 市町村長が実施要綱に基づき定員を超えて保育の実施を行うことのできる児童数等については、以下の通りとする。ただし、実施要綱において定めるとおり、保育の実施は定員の範囲内で行うことが原則であり、定員を超えている状況が恒常的に亘る場合には、<u>定員の見直し等に積極的に取り組むこと</u>。この場合の恒常的に亘るとは、連続する過去の<u>3年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率（当該年度内における各月の初日の在所人員の総和を各月の初日の認可定員の総和で除したものをいう。）が120%以上の状態をいうものであること。</u></p> <p>(一) <u>原則として</u>、市町村において待機の状況がある場合に、当分の間、年度当初において定員を超えて保育の実施を行うことができるものである。ただし、こうした保育の実施を行うことのできる児童数は、概ね認可定員に15%を乗じて得た員数の範囲内とする。</p> <p>(二) 年度の途中において定員を超えて保育の実施を行うことのできる児童数は、原則として概ね認可定員に25%を乗じて得た員数の範囲内とする。 ただし、保護者が産後休暇及び育児休業終了後に就業するに際し、 ア 休業開始前既に保育所に入所していた児童を当該保育所に入所させる場合</p>

改正後

改正前

イ 新たに養育することとなった児童を休業開始前既に保育所に入所させていた児童と同一の保育所に入所させる場合には、認可定員の25%を乗じて得た員数を超えても差し支えないこと。また、年度後半(10月以降)は、これらの場合に限らず、認可定員の25%を乗じて得た員数を超えても差し支えないこと。
 なお、アの場合に当たっては、例えば同一年度に再入所するような場合に徴収金関係書類の省略や申込書類等の簡素化を図るなど、利用者の負担軽減に資するよう申込手続をできる限り簡素化するよう指導されたい。
 また、前年度に本制度を適用したことにより、年度の当初において定員を超えている場合は、(一)にかかわらず、引き続き保育の実施を行うことができるものとする。

(三) 略

二 私的契約児の入所について
略

三 その他

- (一) 本制度の趣旨は、待機児童の状況に鑑み、保育所への入所の一層の円滑化を図ることを目的としており、例えば、意図的に、定員を減員して定員区分を変更しながら、本制度により定員を超えて児童を入所させるなどないようにすること。
(二) 前年度において本制度を適用し定員を超えて保育の実施を行い、当該年度においても保育ニーズがあるにもかかわらず、意図的に入所児童数を調整することがないようにすること。
(三) 略

イ 新たに養育することとなった児童を休業開始前既に保育所に入所させていた児童と同一の保育所に入所させる場合には、認可定員の25%を乗じて得た員数を超えても差し支えないこと。また、年度後半(10月以降)は、これらの場合に限らず、認可定員の25%を乗じて得た員数を超えても差し支えないこと。
 なお、アの場合に当たっては、例えば同一年度に再入所するような場合に徴収金関係書類の省略や申込書類等の簡素化を図るなど、利用者の負担軽減に資するよう申込手続をできる限り簡素化するよう指導されたい。
 また、前年度に本制度を適用したことにより、年度の当初において定員を超えている場合は、まず定員の見直しに取り組むべきものであるが、見直しが困難である場合には、(一)にかかわらず、引き続き保育の実施を行うことができるものとする。

- (三) 都道府県知事・指定都市市長・中核市市長は、該当施設について指導監査等を通じ児童福祉施設最低基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)及びその他の関係通知に定める基準の遵守状況の把握に留意すること。

二 私的契約児の入所について

私的契約児については、定員に空きがある場合に、既に入所している児童の保育に支障を生じない範囲で入所させることは差し支えないものであること。

三 その他

- (一) 本制度の趣旨は、待機児童の状況に鑑み、保育所への入所の一層の円滑化を図ることを目的としており、例えば、意図的に、定員を減員して定員区分を変更しながら、本制度により定員を超えて児童を入所させるなどないように十分留意すること。
(二) 都道府県知事は、該当施設から定員の見直しの届出があった場合には、あらかじめ、地域の保育需要の見通し等に関し、市町村長の意見を求めること。

改正後	改正前
<p>(四) 定員の見直しは、昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」における一般分保育単価表の定員区分に見合っ行われる必要はなく、また、地域事情の変化により定員を減員する場合においても、柔軟に対応するよう努められたいこと。</p> <p>(五) 略</p> <p>(六) 本通知は、平成21年4月1日から適用するものである。 <u>なお、一における定員を超えている状況が恒常的に亘る場合における定員の見直し等の取組は、平成23年4月1日から適用とする。</u> <u>ただし、平成21年4月1日、平成22年4月1日時点において、連続する過去の3年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率（当該年度における各月の初日の在所人員の総和を各月の初日の認可定員の総和で除したものをいう。）が120%以上の場合には定員の見直しに取り組むこと。</u> (削除)</p>	<p>(三) 定員の見直しは、昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」における一般分保育単価表の定員区分に見合っ行われる必要はなく、また、<u>定員の増員後、</u>地域事情の変化により定員を減員する場合においても、柔軟に対応するよう努められたいこと。</p> <p>(四) 本制度の運用にあたり、実施要綱により難しい場合等があるときには随時当省に協議されたいこと。</p> <p>(五) 本通知は、平成11年4月1日から適用するものであるが、平成11年4月1日以降に入所する児童について、本年度中に入所を承諾する場合に、本通知に従い、定員を超えて保育の実施を行っても差し支えないものであること。</p> <p>(六) 昭和57年8月24日児福第22号「保育所への年度途中における入所について」及び平成4年3月5日児福第6号「育児休業に伴う保育所への年度の途中での円滑な受入れ等について」は、廃止する。</p>